

名古屋市告示第588号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定並びに市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の4第3項及び第58条の8第3項の規定に基づき、当該区域に係る平成30年名古屋市告示第105号により指定した拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の全部を解除します。

令和7年12月11日

名古屋市長 広沢一郎

1 形質変更時要届出区域に指定する区域

名古屋市昭和区小桜町 3丁目12番 2の一部、12番 3の一部、14番の一部及び16番の一部並びに緑町 3丁目13番の一部、15番の一部、17番の一部、19番の一部、21番の一部及び23番の一部

2 拡散防止管理区域の指定を解除する区域

名古屋市昭和区緑町 3丁目13番の一部、15番の一部、17番の一部、19番の一部、21番の一部及び23番の一部

3 形質変更時届出管理区域の指定を解除する区域

名古屋市昭和区小桜町 3丁目12番 2の一部、12番 3の一部、14番の一部及び16番の一部並びに緑町 3丁目13番の一部、17番の一部、19番の一部、21

番の一部及び23番の一部

4 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一ジクロロエチレン

一・二ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

一・一・一トリクロロエタン

トリクロロエチレン

鉛及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

ふつ素及びその化合物

5 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

6 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置

なし（法第11条第1項の規定による指定がされたため、指定を解除するもの。）

7 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（法第11条第1項の規定による指定がされたため、指定を解除するもの。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課